Ⅱ　損益外減価償却相当額	36,594	35,778	63,844	—	—	136,216
Ⅲ　損益外除売却差額相当額	—	—	406,424	—	—	406,424
Ⅳ　引当外賞与見積額	△ 31,353,188	—	43,577,025	—	—	12,223,837
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額	△ 514,265,662	△ 12,358,536	393,172,727	196,783	—	△ 133,254,688
Ⅵ　機会費用						
国有財産無償使用の機会費用	12,937,153	—	3,524,429,144	—	—	3,537,366,297
政府出資等の機会費用	618,303	153,028	1,544,973	48,059,047	—	50,375,351
	13,555,456	153,028	3,525,974,117	48,059,047	—	3,587,741,648
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額	△ 232,390	△ 55,345,312	△ 143,502,797	—	—	△ 199,080,499
Ⅷ　行政サービス実施コスト	20,738,317,367	△ 96,822,421	135,953,094,822	△ 378,277,796	—	156,216,311,972

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ．重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、「独立行政法人会計基準等」という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。この結果、当事業年度の経常利益及び当期純利益並びに行政サービス実施コストに与える影響額は軽微であります。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建　　物　７～18年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、退職一時金及び年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金により財源措置がなされる分については引当金は計上しておりません。なお、電源利用勘定については当期より運営費交付金による財源手当がなされないこととなったことに伴い引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在職する職員について、当期末の退職給付見込額から前期末の退職給付見込額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見込相当額を控除して計算しております。

年金基金に係る債務については、年金債務に係る当期末の退職給付見込額から前期末の退職給付見込額を控除して計算しております。

⑷　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。